

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年6月10日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101069号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200019号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成22年8月10日は26万8,000円、同年12月16日は26万3,000円、平成23年8月10日は24万6,000円、同年12月16日は19万1,000円、平成24年8月10日は19万9,000円、同年12月17日は19万5,000円、平成25年8月12日は14万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年8月10日、同年12月16日、平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日及び平成25年8月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年8月10日、同年12月16日、平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日及び平成25年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月10日
② 平成22年12月16日
③ 平成23年8月10日
④ 平成23年12月16日
⑤ 平成24年8月10日
⑥ 平成24年12月17日
⑦ 平成25年8月12日

請求期間①から⑦までの各期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、B市から提出された請求者のA社に係る給与支払報告書及び同社の元従業員の請求期間①から⑦までの各期間の賞与に係る明細書から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は26万8,000円、請求期間②は26万3,000円、請求期間③は24万6,000円、請求期間④は19万1,000円、請求期

間⑤は 19 万 9,000 円、請求期間⑥は 19 万 5,000 円、請求期間⑦は 14 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101068号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200020号

第1 結論

請求者のA社における平成29年4月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成29年4月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年4月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年4月25日

請求期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、国(厚生労働省)の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金給付に反映するように年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求代理人から提出されたA社における賞与支給・控除一覧表、給与明細一覧、賞与/控及び金融機関の賞与振込依頼一覧により、請求者は請求期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101302号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200007号

第1 結論

昭和63年*月から平成3年3月までの請求期間、平成3年4月から平成4年3月までの請求期間及び平成5年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年*月から平成3年3月まで
② 平成3年4月から平成4年3月まで
③ 平成5年4月から平成6年3月まで

私は、昭和63年4月から平成5年3月までの期間はA大学の学生で、同年4月から平成6年3月までの期間はB大学の研究室に研究生として在籍していた。

時期ははっきり覚えていないが、自宅に国民年金保険料の集金人が来て、大学生であっても20歳になれば国民年金の保険料を支払わなければならないと言われたので、父又は母が私の国民年金の加入手続を行い、毎月集金人に国民年金保険料を支払った。

父又は母は、大学生だった妹についても、妹が20歳になってからは、私の分と一緒に国民年金保険料を支払っていたと思う。

しかし、国(厚生労働省)の記録では、請求期間①については国民年金に未加入となっており、請求期間②及び③については国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③について、自宅に国民年金保険料の集金人が来て、大学生であっても20歳になれば、国民年金保険料を支払わなければならないと言われたので、父又は母が、私の国民年金の加入手続を行い、毎月集金人に国民年金保険料を支払った旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号に係る被保険者資格は、取得年月日を平成3年4月1日として平成4年7月17日に入力処理されていることが確認できるところ、請求者は、昭和63年4月から平成5年3月までは大学生であった旨陳述しており、20歳以上の大学生が国民年金の強制適用となるのは、平成3年4月1日からであることから、請求期間①は、任意適用の未加入期間であり、請求者の父又は母は、請求者の当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の父又は母が、請求期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号の払い出しが必要であるところ、オンライン記録等による氏名検索において、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間当時、大学生であった妹についても、請求者の父又は母が自身の分と一緒に国民年金保険料を支払っていたと思う旨主張しているが、オンライン記録による

と、請求者の妹は、請求者と同様に、請求期間①の一部の期間については、国民年金の未加入期間と記録されている上、請求期間②及び請求期間③の一部の期間については、国民年金保険料が未納と記録されており、請求者の主張と符合しない。

加えて、C県D市及びE県F市から社会保険庁（当時）に移管された請求者の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）を見ると、請求期間①については、国民年金に未加入である上、請求期間②及び③の国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の父又は母が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101057号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200021号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年2月1日から平成22年9月1日まで

私は、請求期間において派遣社員としてA社と契約し、複数の事業所で勤務したにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

A社から給与の支払を受け、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された注文書によると、請求者は、請求期間の一部の期間において、同社から複数の事業所におけるコンピュータのシステム開発等の業務を発注されていたことが確認できるところ、同社は、請求者はソフトウェア開発業務請負基本契約書(以下「請負契約書」という。)に基づき当該システム開発等の業務を請け負っていた者であることから、同社の派遣社員ではなく、社会保険の加入実績はない旨回答するとともに、同社の担当者は、同社と請求者との間に雇用契約はないため、請求者に給与ではなく業務委託料を支払っていた旨陳述している。

また、A社から提出された請負契約書には、請求者は同社の派遣労働者に当たらない旨明記されていることが確認できる。

さらに、A社及び同社の担当者は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答及び陳述しているところ、同社から提出された請求期間の一部の期間中に作成された支払証明書及び当座勘定照合表からは、請求者が当該期間に厚生年金保険料を控除されていたことはうかがえない。

加えて、A社が平成20年9月から加入しているB健康保険組合は、保存期限経過のため請求期間に係る組合加入及び喪失に関する資料はない旨回答しており、請求者の当該期間における加入状況について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101061号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200022号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成22年7月25日の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

平成22年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成22年7月25日の標準賞与額を23万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月25日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月25日

請求期間について、A事業所から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与記録がないので、当該賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 A事業所から提出された出納帳及び請求期間の賞与に係る給与台帳(以下「給与台帳」という。)により、請求者は、請求期間に同事業所から賞与の支払を受け、前述の給与台帳により、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から14万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成22年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は請求者の請求期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について行っていない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A事業所から提出された出納帳及び給与台帳により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法により訂正された標準賞与額よりも高い額であることが認め

られる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の出納帳及び給与台帳により確認できる賞与額から 23 万 1,000 円とすることが必要である。

ただし、請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101076号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200008号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、平成22年7月から同年9月までの期間については、国民年金保険料を全額免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。
- 2 請求期間①のうち、平成19年4月から平成22年6月までの期間及び平成24年12月から平成25年10月までの請求期間②については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年4月から平成22年9月まで
② 平成24年12月から平成25年10月まで

A刑務所を出所した後の平成22年9月及びB刑務所を出所した後の平成25年10月下旬頃から同年11月上旬頃に、私は、C市役所において、請求期間①及び②の国民年金保険料の免除申請を行った。

しかし、請求期間①及び②について、国民年金保険料の全額免除期間となっていないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成22年7月から同年9月までの期間について、請求者は、A刑務所の担当官から同刑務所に入所中は国民年金に係る手続はできない旨聞いていたが、同刑務所で行われた出所時教育において、在所証明書を持参することにより、全ての在所期間に係る国民年金保険料の免除申請が可能となる旨を教えてもらったので、出所後、C市役所において、請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行った旨主張しているところ、日本年金機構が保管する請求者の国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)を見ると、請求者は、同年9月16日に同市役所において国民年金保険料の免除申請を行っていたことが確認できる。

しかしながら、平成17年4月以降かつ平成26年3月以前の期間においては、制度上、国民年金保険料の免除申請の承認期間は、申請日の属する月の直前の7月からとされていたことから、前述の免除申請書における国民年金保険料の免除申請の承認期間は、請求期間①のうち、平成22年7月から同年9月までの期間となり、国民年金保険料の免除申請に当たっては、国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条第1項ただし書きの規定により、被保険者本人の所得だけでなく、保険料の連帯納付義務者である配偶者及び世帯主の所得についても審査対象とされるところ、当該免除申請書において、世帯主として請求者の父の氏名及び前年の所得額等が記載されている。

このため、請求期間①のうち、平成22年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料の全額免除が承認されるためには、請求者及び世帯主である請求者の父の前年の所得額が、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)に定める額(57万円)以下であることが必要であったところ、前述の免除申請書に記載されている請求者の前年の所得額は、当該施行令

で定める額以下であったことが確認できるものの、請求者の父の前年の所得額は、当該施行令で定める額を超えていたことが確認できる。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、平成 22 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

- 2 請求期間①のうち、平成 19 年 4 月から平成 22 年 6 月までの期間について、前述のとおり、請求者は、同年 9 月 16 日に国民年金保険料の免除申請を行っているが、当該申請における国民年金保険料の免除申請の承認期間は、同年 7 月から同年 9 月までの期間となることから、当該申請において、請求期間①のうち、平成 19 年 4 月から平成 22 年 6 月までの期間については、国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

また、請求者は、矯正施設に入所していた期間（平成 19 年 10 月 3 日から平成 22 年 9 月 14 日まで）に、国民年金に係る手続は行っていなかった旨陳述している上、戸籍の附票により確認できる請求期間①当時の請求者の住所地である C 市及び当該住所地を管轄する D 年金事務所は、請求期間①のうち、平成 19 年 4 月から平成 22 年 6 月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請を確認できる資料について、それぞれ保管していない旨回答している。

一方、請求期間②について、請求者は、B 刑務所の担当官から同刑務所に入所中は国民年金に係る手続はできない旨聞いていたが、同刑務所で行われた出所時教育において、在所証明書を持参することにより、全ての在所期間に係る国民年金保険料の免除申請が可能となる旨を教えてもらったので、出所後、C 市役所において、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った旨主張しているところ、オンライン記録によると、平成 26 年 5 月 27 日に請求者に対し未加入期間国年適用勸奨が作成され、同年 6 月 24 日に請求者の平成 23 年 2 月 24 日の国民年金被保険者資格取得に係る処理が行われていることから、請求者が請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請を行ったとする平成 25 年 10 月又は同年 11 月時点において、請求者は、国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことができない上、前述のとおり、同年 10 月又は同年 11 月当時の国民年金保険料の免除申請の承認期間は、申請日の属する月の直前の 7 月からとされていたことから、請求者が同年 10 月又は同年 11 月に国民年金保険料の免除申請を行っていたとしても、請求期間②のうち、平成 24 年 12 月から平成 25 年 6 月までの期間については、国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

また、請求者は、矯正施設に入所していた期間（平成 24 年 12 月 19 日から平成 25 年 10 月 18 日まで）に、国民年金に係る手続は行っていなかった旨陳述している上、戸籍の附票により確認できる請求期間②当時の請求者の住所地である C 市及び E 市並びに当該各住所地を管轄する D 年金事務所及び F 年金事務所は、請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請を確認できる資料について、それぞれ保管していない旨回答している。

さらに、請求期間①のうち、平成 19 年 4 月から平成 22 年 6 月までの期間及び請求期間②は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の国民年金保険料の免除に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該各期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が当該各期間の国民年金保険料を免除されていたことが確認できる関連資料は見当たらない。

なお、請求者は、前述のとおり、A 刑務所及び B 刑務所の各担当官から各刑務所に入所中は国民年金に係る手続はできない旨聞いていたと陳述しているが、A 刑務所及び同刑務所の担当者は、請求期間①当時の被収容者の国民年金の加入手続、保険料の納付及び免除について、入所時教育期間に口答で指導するとともに、同内容を記載した冊子を、居室に備え付けて周知しており、被収容者が国民年金に係る届出の提出を希望する場合、拒むことなく、応じている旨回答及び陳述しており、B 刑務所は、請求期間②当時に被収容者に係る国民年金の事務手続について、通達に基づき、刑執行開始指導時に、受刑者全員に対し、国民年金制

度に関する指導を実施し、必要がある者に対しては、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出を行わせている旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①のうち、平成19年4月から平成22年6月までの期間及び請求期間②に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、平成19年4月から平成22年6月までの期間及び請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101464号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月2日から昭和63年11月20日まで
私は、請求期間に、A事業所において事務員として勤務していた。

しかし、年金記録を見ると、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより事業所名称の検索を行ったが、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、同事業所を経営していたとする事業主は、同事業所は厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

また、前述の事業主に、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について照会したものの、回答を得ることができなかった。

さらに、請求者は、A事業所における同僚二人の氏名を挙げるものの、当該氏名のみをもって各人を特定することができない上、前述のとおり、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないため、請求期間当時の同事業所における被保険者を確認することができず、同事業所の元従業員に対し、請求者の勤務実態について照会することができない。

加えて、請求者から提出された昭和62年度市民税・県民税特別徴収税額通知書(納税者用)において確認できる昭和61年の社会保険料額からは、請求期間に係る厚生年金保険料の控除があったことをうかがえない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200057号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200024号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月31日は5万円、同年12月17日は12万円、平成17年12月31日は22万円、平成18年7月31日及び同年12月31日は24万円に訂正することが必要である。

平成16年7月31日、同年12月17日、平成17年12月31日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月31日、同年12月17日、平成17年12月31日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年12月
④ 平成18年7月
⑤ 平成18年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの各期間において、同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から年末調整事務を依頼された民主商工会から提出された請求者に係る平成16年分から平成18年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同僚から提出された賞与に係る支払明細書並びにA社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの各期間において、同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、各請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万円、請求期間②は12万円、請求期間③は22万円、請求期間④及び⑤は24万円とすることが妥当である。

また、賞与支給年月日について、A社の回答及び同僚から提出された賞与に係る支払明細書

により、請求期間①は平成 16 年 7 月 31 日、請求期間②は同年 12 月 17 日、請求期間③は平成 17 年 12 月 31 日、請求期間④は平成 18 年 7 月 31 日、請求期間⑤は同年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 3 月 3 日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。